

4 入所申込みの手続き

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定(現況)申請書 兼 入所(入園)申込書(保育児童台帳)(児童1人につき1枚)に、下記に該当する書類を添付して提出してください。なお、児童の心身に障がいがある場合は、その児童の保育に資するため、毎年医師の診断書及び意見書等を提出していただく必要があります。

居宅内外の労働をしている人(内職・自営含む)	(就労形態等申告書並びに証明書)
就職が決まっている人	(就労形態等申告書並びに証明書)又は、(採用が内定している申立書)
出産予定の人	(母子健康手帳の写し)
病人や介護又は看護の人	(病人の診断書)
障がいがある人	(身体障害者手帳等の写し)
求職活動中の人	(求職要件に関する申立書)
就学している場合	(学生証または在学証明書の写し、カリキュラム等受講状況がわかるもの)
産休・育休明けの人	(就労形態等申告書並びに証明書)

※ 同居家族に保護者以外の人(祖母等で概ね65歳未満)がおられる場合は、その人が児童の保育をできないことを証明できる上記の書類等も添付してください。無くても申請はできますが、調整指数が減点になります。

5 保育所(園)等の概要

	保育所(園)						認定こども園	小規模保育事業
	広陵南保育園	広陵西保育園	真美北保育園	馬見労務保育園	常業保育園	ひだまり保育園	広陵北かぐやこども園(2・3号)	おひさま保育園
住所	南郷1150	馬見南3-9-8	馬見北5-13-3	平尾546	百済1779-3	三吉1874-2	弁財天297-2	笠168 グリーンパレス内2階
電話	55-2095	55-1987	55-7088	55-1027	55-3201	55-7575	58-2030	54-3131
設置	公立	公立	公立	私立	私立	私立	公立	私立
運営	公営	民営	民営	民営	民営	民営	公営	民営
定員	60名	180名	120名	150名	70名	70名	148名	19名
入所対象年齢	6か月以上	・6か月以上 ・産休明け乳児 ※産休明け乳児の保育については、入所児童の数等でお預かりできない時があります。	6か月以上	・6か月以上 ・産休明け乳児 ※産休明け乳児の保育については、入所児童の数等でお預かりできない時があります。	6か月以上	6か月以上	6か月以上	6か月以上 3歳児未満
開園時間	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日	月曜日～金曜日
	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後8時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後8時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時	午前7時30分～午後7時
	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日	土曜日
	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後3時	午前7時30分～午後2時	午前7時30分～午後1時	午前7時30分～午後6時30分	午前7時30分～午後1時

6 その他

【保育時間・延長保育料】

	午前7時30分	午前8時30分	午後4時30分	午後6時30分
保育短時間 認定の方	①時間外保育 有料	通常保育	①時間外保育 有料	②延長保育 有料
保育標準時間 認定の方	午前7時30分	通常保育	午後6時30分	②延長保育 有料

※原則、保護者の就労等で保育が必要になる時間や保育の要件によって、保育所(園)等の利用時間が決まります。
 保育短時間 … 就労等で1か月48時間以上120時間未満の方、求職要件の方、妊娠・出産要件の方
 保育標準時間 … 就労等で1か月120時間以上かつ1週間に30時間以上の方

延長保育時間	延長保育料 (月額)
①時間外保育	400 円
②延長保育	1,000 円 (延長 30 分に付き)

※延長保育を利用する場合は、入所内定後に別途申請が必要になります。

【月額利用者負担額】

(単位:円)

階層区分		利用者負担額									
		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0				
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0				
3	市町村民税所得割課税世帯	市町村民税所得割課税 48,600円未満	15,600	15,300	15,600	15,300	15,600	15,300			
4-1		市町村民税所得割課税 57,700円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600			
4-2		市町村民税所得割課税 77,101円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600	副食費以外の保育料が無償化 ※無償化については、別紙「幼児教育・保育無償化について」をご覧ください。		
4-3		市町村民税所得割課税 97,000円未満	24,000	23,600	24,000	23,600	24,000	23,600			
5		市町村民税所得割課税 169,000円未満	39,000	38,300	33,000	32,400	28,600	28,100			
6		市町村民税所得割課税 235,000円未満	46,100	45,300	39,000	38,300	33,800	33,200			
7		市町村民税所得割課税 301,000円未満	53,200	52,300	45,000	44,200	39,000	38,300			
8	市町村民税所得割課税 397,000円未満	62,700	61,600	53,000	52,100	45,900	45,100				
9	市町村民税所得割課税 397,000円以上	72,200	71,000	61,000	60,000	52,900	52,000				

- 月額利用者負担額は、税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算出します。
- 小学校就学前の入所している子どもが2人以上いる場合は、第2子は半額、第3子以降は0円となります。ただし、第1階層から第4-2階層の方は子どもの年齢制限を完全に撤廃し、第2子は半額、第3子以降は0円となります。
- ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の子どもについては、第2階層は0円となります。第3階層から第4-2階層までは、子どもの年齢制限を完全に撤廃し、第3階層の第1子は上記額より1,000円減額後に半額、第2子以降は0円となります。第4-1階層から第4-2階層の第1子は、3歳児未満は9,000円となり、第2子以降は0円となります。

注: 該当される方は、児童扶養手当証書等のコピー、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等のコピー等を提出してください。

- 保育料は毎年9月が切り替え時期です。令和3年4月分から8月分は、令和2年度の市町村民税所得割課税額により決定し、令和3年9月分から令和4年3月分は、令和3年度の市町村民税所得割課税額により決定します。
- 年度途中での年齢の見直しは行いません。